

1

世界から選ばれる持続可能な観光地を形成するために
沖縄観光の高付加価値化を図る民間観光関連施設の新・増設を支援します

観光地形成促進地域

対象地域 県内全域

対象施設

- ①スポーツ・レクリエーション施設
水泳場、スケート場、トレーニングセンター、ゴルフ場、テーマパーク、ボウリング場
 - ②教養文化施設
劇場、動物園、植物園、水族館、文化紹介体験施設
 - ③休養施設
展望施設、温泉保養施設、スパ施設、国際健康管理・増進施設
 - ④集会施設
会議場施設、研修施設、展示施設、結婚式場
 - ⑤販売施設(県知事指定)
- 宿泊施設は対象外。ただし、宿泊施設に附属する①～⑤に該当する施設は対象となる可能性あり。
 - 風営業、会員など一般の利用客より有利な条件で利用される施設(ただし、利用料金のみ優遇される施設を除く)は対象外



上下写真提供:沖縄観光コンベンションビューロー

	特例項目	特例措置の概要
国税	①投資税額控除	設備取得価額(限度額20億円)の一定割合を法人税額から控除 ・建物・建物附属設備・構築物:8% ・機械・装置:15% ※控除額は法人税額の20%以内、繰越期間4年(措置実施計画期間内)
地方税	②事業税の免除	対象設備の新・増設から5か年間(措置実施計画期間内)、新・増設に係る事業税を課税免除(当該設備に直接従事した従業員の配置により計算)
	③不動産取得税の免除	以下の設備の新・増設に係る不動産取得税を課税免除 ・対象施設である家屋(直接対象施設の用に供するものに限る) ・家屋の敷地である土地の一部
	④固定資産税の免除	新・増設した家屋、償却資産、土地に対する固定資産税について、新たに課税されることとなった年度以後5年度分(措置実施計画期間内)を課税免除
	⑤事業所税の軽減	那覇市における、対象施設において行う事業に対し課する事業所税のうち、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除

※土地に対する課税免除は、土地取得の日の翌日から1年以内に対象家屋建設の着手があった場合に限る。

※地方税(市町村税)の免除は、条例を制定している自治体に限る。

※税制以外のその他の特例は、P1の「その他」を参照。

活用事例

株式会社 サンエー

事業概要

食料品と衣料品ならびに住居関連用品の販売等を行っています。また、観光情報発信施設としてコンテンツを活用した観光情報の発信や、沖縄の特産物等の販売促進につながる物産展等を企画運営しています。

活用制度

投資税額控除(国税)、事業税、不動産取得税、固定資産税(地方税)※対象施設に係る部分のみ

効果

税額控除等の活用により、施設設備やお客様向けサービスを充実させることができ、県内外のお客様の満足度向上につながっていると考えています。



制度
担当課

沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課

TEL:098-866-2077

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-sports/mice/seibi/kankoutisokusinkeikaku.html>



詳しくは、産業振興公社に設置しているワンストップ相談窓口(P2、裏表紙参照)にご相談いただくか、「観光地形成促進地域制度の手引き」(制度担当課HP参照)をご確認ください。

情報通信産業が生産性の高い産業として発展するために
情報通信関連企業の更なる集積と高度化を促進します

2

情報通信産業振興地域・特別地区

対象地域

【情報通信産業振興地域】特区対象地域、本部町、金武町、恩納村、読谷村、沖縄市、嘉手納町、北谷町、宜野湾市、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、豊見城市、南城市、八重瀬町、糸満市、宮古島市、石垣市の全域

【情報通信産業特別地区】名護市、宜野座村、うるま市、浦添市、那覇市の全域

対象事業

【情報通信産業振興地域】①電気通信業 ②ソフトウェア業 ③情報処理・提供サービス業 ④インターネット付随サービス業

【情報通信産業特別地区】①データセンター ②情報通信機器相互接続検証事業 ③受託開発ソフトウェア業 ④情報システム開発業 ⑤システムインテグレーションサービス業 ⑥組み込みソフトウェア業 ⑦パッケージソフトウェア業 ⑧バックアップセンター ⑨セキュリティデータセンター ⑩データベースサービス業 ⑪アプリケーション・サービス・プロバイダ ⑫セキュリティサービス業



	特例項目	特例措置の概要
国税	①所得控除	法人設立後10年間、所得の40%を法人税の課税所得から控除 ※情報通信産業特別地区において設立された法人で、常時雇用する従業員数が5名以上等の要件を満たす必要あり
	②投資税額控除	設備取得価額(限度額20億円)の一定割合を法人税額から控除 ・建物・建物附属設備・構築物: 8% ・機械・装置、特定の器具・備品: 15% ※控除額は法人税額の20%以内、繰越期間4年(措置実施計画期間内)
地方税	③事業税の免除	対象設備の新・増設から5か年間(措置実施計画期間内)、新・増設に係る事業税を課税免除(当該設備に直接従事した従業員の配置により計算)
	④不動産取得税の免除	以下の設備の新・増設に係る不動産取得税を課税免除 ・対象設備である家屋(直接対象事業の用に供するものに限る) ・家屋の敷地である土地の一部
	⑤固定資産税の免除	新・増設した家屋、償却資産、土地に対する固定資産税について、新たに課税されることとなった年度以後5年度分(措置実施計画期間内)を課税免除
	⑥事業所税の軽減	那覇市における、対象施設において行う事業に対し課する事業所税のうち、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除

※①②は、それぞれ認定及び確認を受ける必要あり。

※土地に対する課税免除は、土地取得の日の翌日から1年以内に対象家屋建設の着手があった場合に限る。

※地方税(市町村税)の免除は、条例を制定している自治体に限る。 ※税制以外のその他の特例は、P1の「その他」を参照。

活用事例

株式会社 ヴイツ沖縄

事業概要

自動車、情報家電、産業機械などの各種製品に組み込まれるソフトウェアのセキュリティ検証・実証、システムテストや開発などを専門的に行い、IoT社会の実現を支えています。

活用制度

所得控除(国税)

効果

所得控除の適用分は社内教育や採用活動への投資に活用しています。また、事業認定を受けたことで会社の信用力が上がり、商談や採用活動が行いやすくなりました。



沖縄県商工労働部

ITイノベーション推進課

TEL: 098-866-2503

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/johosangyo/zyouhoutikitokku/zyouhoutikitokku-top.html>



詳しくは、産業振興公社に設置しているワンストップ相談窓口(P2、裏表紙参照)にご相談いただくか、「情報通信産業振興地域・特別地区の手引き」(制度担当課HP参照)をご確認ください。

3

産学官連携と沖縄のもつ充実したソフトパワーを活用した
新しいものづくり産業の創出を支援します

産業イノベーション促進地域

対象地域 県内全域

対象事業

- ①製造業 ②道路貨物運送業
- ③倉庫業 ④卸売業
- ⑤デザイン業 ⑥自然科学研究所
- ⑦電気業(一定の要件あり)
- ⑧ガス供給事業(サテライト設備により液化天然ガスLNGを供給する事業に限る)



	特例項目	特例措置の概要
国税 ①・②は選択制	①投資税額控除	設備取得価額(限度額20億円)の一定割合を法人税額から控除 ・建物・建物附属設備・構築物:8% ・機械・装置・器具・備品:15% ※控除額は法人税額の20%以内、繰越期間4年(措置実施計画期間内)
	②特別償却	設備取得価額(限度額20億円)の一定割合を特別償却 ・建物・建物附属設備・構築物:20% ・機械・装置・器具・備品:34%
地方税	③事業税の免除	対象設備の新・増設から5か年間(措置実施計画期間内)、新・増設に係る事業税を課税免除(当該設備に直接従事した従業員の配置により計算)
	④不動産取得税の免除	以下の設備の新・増設に係る不動産取得税を課税免除 ・対象設備である家屋(直接対象事業の用に供するものに限る) ・家屋の敷地である土地の一部
	⑤固定資産税の免除	新・増設した家屋、償却資産、土地に対する固定資産税について、新たに課税されることとなった年度以後5年度分(措置実施計画期間内)を課税免除
	⑥事業所税の軽減	那覇市における、対象施設において行う事業に対し課する事業所税のうち、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除

※土地に対する課税免除は、土地取得の日の翌日から1年以内に対象家屋建設の着手があった場合に限る。

※地方税(市町村税)の免除は、条例を制定している自治体に限る。

※税制以外のその他の特例は、P1の「その他」を参照。

活用事例

沖縄ハム総合食品 株式会社

事業概要

ハム、ソーセージを中心に、レトルト食品、惣菜食品、乾燥食品、健康飲料などの地域に根差した食品製造加工及び販売を行っています。

活用制度

投資税額控除(国税)
事業税、固定資産税(地方税)

効果

設備投資による費用の増加を、税額控除を受けることで抑えることができました。また、制度の活用を社内に周知することで、より生産性の高い設備を導入することができ、生産性の向上ならびに売上の増加に結び付けることができました。



沖縄県商工労働部企業立地推進課

TEL:098-866-2770

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/kigyoritchi/news/sangyouinnovation_procedure.html



詳しくは、産業振興公社に設置しているワンストップ相談窓口(P2、裏表紙参照)にご相談いただくか、「産業イノベーション促進地域制度の手引き」(制度担当課HP参照)をご確認ください。

制度
担当課

4

物流ハブとしての優位性をいかし

新たなビジネスを展開する臨空・臨港型産業を支援します

国際物流拠点産業集積地域

対象地域 那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市、うるま・沖縄地区(中城湾港新港地区、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区)

対象事業

- ①製造業 ②特定の機械等修理業 ③特定の無店舗小売業
④倉庫業 ⑤航空機整備業 ⑥道路貨物運送業
⑦特定の不動産賃貸業 ⑧卸売業



	特例項目	特例措置の概要
国税 ①・②・③は 選択制	①所得控除	法人設立後10年間、所得の40%を法人税の課税所得から控除 ※国際物流拠点産業集積地域において設立された法人で、常時雇用する従業員数が15名以上等の要件を満たす必要あり
	②投資税額控除	設備取得価額(限度額20億円)の一定割合を法人税額から控除 ・建物・建物附属設備:8% ・機械・装置:15% ※控除額は法人税額の20%以内、繰越期間4年(措置実施計画期間内)
	③特別償却	設備取得価額(限度額20億円)の一定割合を特別償却 ・建物・建物附属設備:25% ・機械・装置:50%
関税	④選択課税	原料関税が製品関税のいずれかを選択できる(通常は原料課税一択)
	⑤保税許可手数料	保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けたものが納付すべき当該許可に係る手数料を1/2に軽減
地方税	⑥事業税の免除	対象設備の新・増設から5か年間(措置実施計画期間内)、新・増設に係る事業税を課税免除(当該設備に直接従事した従業員の配置により計算)
	⑦不動産取得税の免除	以下の設備の新・増設に係る不動産取得税を課税免除 ・対象設備である家屋(直接対象事業の用に供するものに限る) ・家屋の敷地である土地の一部
	⑧固定資産税の免除	新・増設した家屋、償却資産、土地に対する固定資産税について、新たに課税されることとなった年度以後5年度分(措置実施計画期間内)を課税免除
	⑨事業所税の軽減	那覇市における、対象施設において行う事業に対し課する事業所税のうち、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除

※土地に対する課税免除は、土地取得の日の翌日から1年以内に対象家屋建設の着手があった場合に限る

※地方税(市町村税)の免除は、条例を制定している自治体に限る。 ※税制以外のその他の特例は、P1の「その他」を参照。

活用事例

金秀バイオ 株式会社

事業概要

沖縄モスク由来フコイダン関連製品を主力に、沖縄素材を活用した健康食品の研究開発・製造販売を行っています。

活用制度

投資税額控除(国税)、事業税、固定資産税(地方税)

効果

海外からの需要増に対応するため設備投資を実施。投資税額控除等を活用し、節税ができました。生産性が向上するとともに増産体制が整ったことで、海外需要に対応することができ売上拡大につなげることができました。今後は新たに欧州への営業展開等、輸出拡大を目指します。



沖縄県商工労働部企業立地推進課

TEL:098-866-2770

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/kigyoritchi/kokusaibuturyutoku.html>



詳しくは、産業振興公社に設置しているワンストップ相談窓口(P2、裏表紙参照)にご相談いただくか、「国際物流拠点産業集積地域制度の手引き」(制度担当課HP参照)をご確認ください。

制度
担当課

5

経済・金融を活性化させ「実体経済の基盤となる産業」とそれを支える「金融関連産業」の集積を促進します

経済金融活性化特別地区

対象地域 名護市

対象事業

- ①金融関連産業 ②情報通信関連産業
③宿泊業・娯楽業 ④農業
⑤水産養殖業 ⑥製造業
⑦経営コンサルタント業



	特例項目	特例措置の概要
国税 ①・②・③は 選択制	①所得控除	法人設立後10年間、所得の最大40%を法人税の課税所得から控除 ※経済金融活性化特別地区において設立された法人で、常時雇用する従業員数が5名以上等の要件を満たす必要あり
	②投資税額控除	設備取得価額(限度額20億円)の一定割合を法人税額から控除 ・建物・建物附属設備:8% ・機械・装置、器具・備品:15% ※控除額は法人税額の20%以内、繰越期間4年(措置実施計画期間内)
	③特別償却	設備取得価額(限度額20億円)の一定割合を特別償却 ・建物・建物附属設備:25% ・機械・装置、器具・備品:50%
	④エンジェル税制	対象企業(指定会社)に投資した個人投資家が対象 ・投資した年に受けられる減税措置 ・売却時の優遇措置
地方税	⑤事業税の免除	対象設備の新・増設から5か年間(措置実施計画期間内)、新・増設に係る事業税を課税免除(当該設備に直接従事した従業員の配置により計算)
	⑥不動産取得税の免除	以下の設備の新・増設に係る不動産取得税を課税免除 ・対象設備である家屋(直接対象事業の用に供するものに限る) ・家屋の敷地である土地の一部
	⑦固定資産税の免除	新・増設した家屋、償却資産、土地に対する固定資産税について、新たに課税されることとなった年度以後5年度分(措置実施計画期間内)を課税免除

※土地に対する課税免除は、土地取得の日の翌日から1年以内に対象家屋建設の着手があった場合に限る。

※税制以外のその他の特例は、P1の「その他」を参照。

活用事例

株式会社 ピースアイランド名護

事業概要

2020年5月に、名護市に開業したホテルです。客室数は138室(うちシングルルーム48室、ツインルーム56室)で、全客室に洗濯機・電子レンジ・冷蔵庫などを揃え、連泊や長期ステイに対応しているほか、宿泊者が無料で利用できる大浴場を備えています。

活用制度

所得控除(国税)、不動産取得税、固定資産税(地方税)

効果

開業当初より新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりますが、税制特例の活用により、設備やお客様サービスの充実などを図ることで、北部圏域の産業振興に寄与したいと考えております。



沖縄県企画部企画調整課

TEL:098-866-2026

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/chosei/kikaku/keikintokku.html>



詳しくは、産業振興公社に設置しているワンストップ相談窓口(P2、裏表紙参照)にご相談いただくか、「経済金融活性化特別地区の手引き」(制度担当課HP参照)をご確認ください。

制度
担当課